

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件があります。

本日、資料配付の申し入れがありました議第20号の関連資料を議席配付してありますので、ご確認ください。

◎議第16号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 日程により、議第16号 下田市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） おはようございます。

議第16号 下田市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案件名簿の22ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市立認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙23ページから24ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うためでございます。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料39ページをご覧ください。「子ども・子育て支援法等の施行に係る関連条例の整備」をご覧ください。最初にこの資料でご説明させていただき、次に条例の説明をさせていただきます。

資料の40ページをお願いいたします。

1、提案の趣旨ですが、今回の条例整備は、平成27年4月1日に施行される下記の法律の施行及び一部改正に対応するために実施するものです。

子ども・子育て支援法。法律概要、平成24年法律第65号、未施行部分の施行。該当事項、①保育の実施要件が新たに規定されます。②下記事項が保育所、幼稚園、認定こども園で一元化されます。入園申請、支給認定の一元化。保育料の徴収基準の一元化。

就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律。法律概要、平成18年法律第77号、一部改正。該当事項、幼保連携型認定こども園について、認定こども園単独で教育、保育を実施する施設に位置づけられます（認定こども園を構成している保育所、幼稚園の廃止）。

児童福祉法。法律概要、平成22年法律第164号、一部改正。該当事項、保育料の徴収規定が廃止されますので、これにより今回の条例案では、新たに保育料の徴収について条例化するものです。

2、条例整備の概要ですが、今回の条例整備の概要は、主に下記の2点になります。

施設の廃止に伴う所要の改正。就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、敷根保育所と敷根幼稚園を廃止し、下田認定こども園の単独施設とするための整備を行います。

入園手続、保育料の一元化に伴う所要の改正。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、保育所、幼稚園、認定こども園の入園手続、保育料の一元化を図るとともに、3施設の条例の構成を統一するための整備を行います。

3、個別条例の整備概要。

議第16号 下田市立認定こども園条例の一部を改正する条例。

根拠。子ども・子育て支援法の未施行部分の施行及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、幼保連携型認定こども園について構成する保育所、幼稚園の設置が不要となり単独施設となることから、構成施設の削除、入所手続、費用徴収等について所要の整備を行うものです。

概要。構成施設の規定を削除するとともに、単独施設で必要となる入所要件、保育料の徴収等を定めます。

改正内容は、下田市立認定こども園条例のうち、構成施設である敷根保育所、敷根幼稚園を削除するとともに、現在構成施設としている保育所、幼稚園の引用規定を廃止し、新たに単独施設となる入園資格、入園要件、保育料の徴収等を定めるものです。あわせて、3施設の条例について、基本的な構成及び内容の統一を図ります。

43、44ページをお願いします。

43ページが改正前、44ページが改正後となっており、アンダーラインの箇所が今回改正させていただきます部分でございます。

第1条、設置。改正前は幼保連携施設としていたものを、幼保連携型認定こども園とするものです。

第2条、名称、位置及び定員は、構成施設を削除し、他条例に合わせて定員を追加するものでございます。

第4条、事業は、現在、児童福祉法、学校教育法の引用から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に変更するものです。

第5条、入園の資格は、新たに一元化される子ども・子育て支援法の規定に変更するものです。

第6条、入園の制限は、単独施設として必要な規定を定めるものです。

45ページ、46ページをお願いします。

第7条、保育料等の徴収は、単独施設として徴収する費用について規定するものです。2行目の利用者負担額を定める条例、括弧書きの中の条例番号が入っていないものは、議案件名簿20号の条例案です。

第8条、保育料等の減免、第9条、保育料等の還付、第10条、入園の取消し及び登園の停止は、単独施設として必要な規定を定めるものです。

第11条、委任は、条例以外への委任を規定するものです。

お手数ですが、議案件名簿の24ページに戻っていただき、附則でございますが、第1項で、この条例の施行期日は、平成27年4月1日から施行するものです。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 説明資料に基づきご質問をしたいと思います。44ページの名称、位置及び定員でございますが、法改正によって、この構成する施設という保育所と敷根幼稚園がなくなって、認定こども園という法体系になった。定員につきましては、0歳児が何人、5歳児が何人、それぞれ年齢、区分等があったかと思うわけですが、この定員の211人とい

う概念といえますか、内容はどのような内容になるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、教育及び保育に関する事業を行うんだと、こういうことですが、具体的に、この条例改正によりまして、保育内容、あるいはカリキュラム等、教育内容等はどのように違ってくるのか、違ってこないのか、2点目としてお尋ねをしたいと思います。

そして、入園の手続、資格等も一元化するんだということですが、保育所につきましては、ご案内のように、措置といえますか、保育に欠ける児童を入所させると、こういうことになっていようかと思いますが、この認定こども園の入所の内容というのはどういうことになるのかという点を3点目としてお尋ねしたいと。

さらに、保育料等の徴収でございますが、幼稚園、保育園、それぞれ別体系の徴収がありましたが、実態的にどうなっているのかと。大変な値上げになっているというぐあいに推測されますが、実態はどうなっているのか、明らかにしていただきたいと。

7条の第2項、市長は、保護者又は扶養義務者から、教材費、行事費、食事の提供に要する費用を徴収することができる。保育所につきましては、このようなものはできるだけ父兄からいただかないで進めていくと。幼稚園においても同じかと思いますが、明確に父兄から、保護者からそのような費用を徴収するんだと、こういう姿勢を打ち出しているわけですが、単独の幼稚園、保育園がそれぞれございますので、それらの他の施設との関連、保育料等についてはどうなっているのか、とりあえずお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） まず、定員の関係ですけれども、定員は211人となっております。いわゆる幼稚園の部分が1号認定になります。それが90人。それから、2号認定、3号認定の部分が121人。いわゆる保育所だった部分ですけれども、121人で、合計211人でございます。

それと、第2点目の、事業の教育と保育の関係だと思えますけれども、第4条のところでは法第9条の規定による教育及び保育ということで、これにつきましては、学校としての教育、児童福祉施設としての保育というような形。それから、第2項のところの法第2条第12項に規定する子育て支援事業、今、子育て支援センターで行っている事業ですね、保護者からの相談に応じたり、情報の提供とか助言などの支援をしているような項目ということになります。

それから、入園の資格ということでございましょうか。これにつきましては、下田市には3施設ありまして、その関係で1号、2号、3号、いわゆる幼稚園、3歳未満、3歳以上

の保育所の部分について同一に申請を受け、また保育については、自分の行きたいところの民間保育所も含めて要望に応えるような形。その頻度に合わせた形で選んでいくというような形となるかと思えます。

次に、保育料等の関係ですけれども、第20号のところに出てきますけれども、平成27年度におきましては、経過措置として、現在使っている、現在の金額、幼稚園については、幼稚園、いわゆる1号認定の子供たちに対しては6,100円、保育所の3歳児未満、3歳、4歳児以上という形で3段階に分かれていますけれども、その金額を徴収していただくという形になります。

28年度以降につきましては、27年度でその検討をしていき、公共料金審議会等にかけて金額を決めていき、28年4月1日から料金の改定をしていくということでございます。

徴収については全て、1号認定の子供については下田市内で、また2号、3号につきましても、民間、公立も含めて同じ条件、同じ年齢であれば同じ金額をいただいくということでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） ご説明をいただきました。

説明のこの基本的な概念としての1号認定、2号、3号認定についてお尋ねをしたいと思えます。

今の説明ですと、幼稚園及び3歳以下、3歳、3歳以上と、この区分だというような理解をさせていただきましたけれども、そういうことでよろしいのかという点と、従来の下田市立下田認定こども園と新たな名称のこども園の端的な内容というのはどこが違うのかということになりますと、入所の基準が一律なものになると。そうしますと、その他の単独の幼稚園、保育園がございますので、そことどのように違うのかと、違わないのかということをお尋ねしたんですけれども、そういう観点からのご説明をいただくとありがたいと思えます。1号、2号、3号それぞれ、従来と同じような認定基準というんでしょうか、なるのかどうなのか。あるいは、それらと違う、別の基準がこの法改正によって進められることになるのかという点について、この法律そのものの理解が進んでおりませんので、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

それから、認定こども園には当然、子育て支援センターが施設として設置しなければならないものとして義務づけられていると思えます。経過の中では、認定こども園が先にあった

のではなく、第三保育所の中で進められてきた子育て支援センターの事業が、なかなか同じ保育所の中では場所も狭くて大変だというので、単独で先に子育て支援センターができた。そして、認定こども園をつくるに当たって、安くあげたいと、効率的にしたいというようなことで、それを施設として含めたと、こういう経過があらうかと思うわけですがけれども、この条例規定の中ではどういふぐあいにそれが考えられるのかと。実は、市長が県の総合庁舎の跡地にそこのところを解体して提供したいと、こういうぐあいに言われておりますので、この条例と施設の整備というものがどのように関連しているのかを改めてまたお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） まず、入園の関係なんですけれども、入園の関係は、1号、2号、3号という分け方となりましたけれども、基本的には幼稚園、保育所という形で、条件は一緒です。ただ、各、幼稚園、保育園、認定こども園について、希望する、行きたい場所というのがございます。定員がありますので、定員をオーバーした場合には第2希望、また民間等もございますので、第3希望へ回っていただくという形もございます。

それから、子育て支援センター事業につきましてですけれども、認可では認定こども園と子育て支援センターは一体の施設という形になっていますので、子育て支援センターは認定こども園の近くになければならない。また、法律も厳しくなってきましたので、今の支援センターは認定こども園の近所というか、本当、隣り合わせた形のほうがよりいいというような条件になります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君、3回目です。

○7番（沢登英信君） わかりました。

近くにあったほうがいいのではなくて、正確には、認定こども園の中の施設なんです。近くにあればいいんじゃないかと、一体となった施設としてなければならぬと、こういうことではないかと思うわけですがけれども、再度その点についてお尋ねをしたいと思います。

さらに、1号の幼稚園の入園料というんでしょうか、入所料というんでしょうか、につきましては、現行の6,100円を27年度、経過措置として設けますよと。しかし、28年度にはこれを改定していくんだと。2号、3号の保育所の部分のところも同じように公共料金の審議会にかけて改定をしていくんだと、こういうご答弁いただいたわけですがけれども、改定をするということは、値下げをしようというのか、あるいは値上げをしようというのか。意図と

しては大変、値上げをしていこうというような意図が感じられるわけでありますけれども、やはり子育てしやすい下田市だと、こういうまちづくりをしると、岸山議員も先日、一般質問でされていましたが、そういう観点がこの料金体系の中にどう生かされるのか、生かされないのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 沢登議員の言うとおりの、子育て支援センターは認定こども園の一体の施設として考えてよろしいと思います。

それから、1号認定、いわゆる幼稚園の利用者負担額についてですけれども、現在6,100円で、今回、10月に消費税が上がったならば、4月1日から施行ですという形で去年9月には言われていたと思うんですけれども、消費税が上がらなくなったことについて各市町村とも戸惑いがある、その施行が遅れていたと思われま。実際、消費税は上がらないけれども、4月1日から子ども・子育て支援新制度が始まるということで、実際動き出しているところもあり、現在、ほとんどの市町が平成27年度については検討中で、国の公定価格については応能負担という形で出されていますけれども、その部分につきましても、市がそれを上限として決めていいという形になっていますので、いろいろ情報をとりますと、応能負担でいく場合も考えられますし、今までどおり定額としてやっていこうというところもありますので、その点はまだ定かではありませんので、下田市としても27年度に検討していくという考えでおります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかにございませんか。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 1点だけ、教育長並びに市長の考え方を聞きたいと思うんです。

今回のこの子ども・子育て支援法に基づく新制度に関連して、昨年9月には関連条例の制定をされてきました。今回の4本の条例制定は第2弾だと、こういう理解ができると思います。

そういう中であって、議第16号でございますが、今、沢登議員も触れられましたが、保育料の徴収、20号には具体的な負担の額等について提案されているわけですが、要はこの法律に基づく一連の条例は、本当に子育てに対する実態が充実、発展しなきゃならないと思うんです。そういう視点から今の状況を見ますと、これは25年の決算の時点、あるいは昨年9月の条例制定の段階、それぞれ議会から強く指摘されているのは、認定こども園の実態を見ま

すと、平成27年度の当初予算の説明書を見ても、認定こども園は児童数を200名見ようと。そのうち、見ている保育士が、職員が8名、臨時雇い職員が保育士で15名、そういう認定こども園の体制になっているわけです。これは、お金をいただくという面と同時に、大事なものは、いわゆるサービスを向上させなければいけないと思うんです。

そこで、徴収のほうは1年経過措置があると、こういう中で、公共料金の審議会で一応審議させると、こういうことでございますけれども、根本的には、認定こども園の職員のあり方、運営のあり方、この根本方針をやはり27年度中には打ち出す必要があると私は思うんです。今のままでは本当にまずいと思います。

この新制度の特徴として説明を受けたのは9月段階で、子ども・子育ての質と量の充実で職員の処遇を改善しようと、こういうようなことで、一般質問でもいろいろ、委員会においても要望事項が出ました。これは、今回、この条例制定に当たって、教育長や市長は本当に今のこの人的体制でいいのかどうなのか真剣に考える時期だと思います。この点について、いかような方針をお持ちなのか、検討する意思があるのか、この辺を所管の教育長並びに市長、全体の執行者としての一つの考え方をやっぱり打ち出して、ご披露していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） 今、議員さんからご指摘いただいた件につきましては、これまでも正職員がしばらくの間、採用されていないと、こういう状況の中で、年を追えば当然、いずれ正職員も数が少なくなってくると、これは当たり前のことでございまして、そうなりますと、今後の正職員並びに臨時の職員との関係、これについては、いずれ正職員について採用等をしていかなければ、全てが臨時で対応ということは、責任上の問題もございまして、これについては、これからの先の状況について十分把握をしまして、どうあるべきか、これについては、今申しましたように、いざ何かあったときには、小さい子供のことでございまして、命にもかかわる、そういう事態、こういうことも想定をされますので、責任を持つ体制について今後検討をしていかなければならないと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 今、教育長のほうからありましたが、どういう体制でしていくのか、そして、その体制に伴ってどういう雇用体制をつくっていくのかというようなことが、今

までの認定こども園までの幼保の再編の中で進められてはきましたけれども、明確に今後どのような体制にしていくのかというのが、まだしっかりとされていないということは事実だと思います。

それで、地方創生の中でも、子育て支援、少子化対策という中で重要なテーマとし、また27年度にそれに対応する計画づくりというのがありますので、その中においても、この認定こども園、あるいは幼保、幼稚園等の体制をどういうふうにしていくのか。そして、きちっとした決められた体制の中で雇用関係等、そういう組織をどういうふうにしていくか。それはしっかりと考えなきゃいけないと思いますので、地方創生の中でしっかりと考えて方針を打ち出していきたいというふうに考えております。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 本当に市民が納得でき、賛同できる、そういう保育体制を確立するには、やはり一番現場で働いている皆さん方が本当に誇りを持って、そして賃金的にも十分対応できて、人づくりですから、これはそういう体制が必要だと思います。基本的には同一労働同一賃金というのが原則だと思います。同じ資格を持って、誰がリーダーとあって、これは異常だと思います、今。

そこで、そこでですね、いわゆる見直しは必要だという認識をご披露していただきましたけれども、私は27年度は重点的にこの将来に対する方向性を当局は打ち出すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） そのものを今、具体的に検討に入っているわけございませんので、時期的な明確さというのは披露できないところはありますけれども、先ほど言いましたように、27年度のテーマとしては重要なテーマでありますし、雇用の状況、あるいはそういう職員の状況からすると、先延ばしできる状況ではありませんので、なるべく早く検討に入り、そういう方針を打ち立てることで、きちっとした子育て支援の大きな力にしたいというふうに思っております。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君、3回目です。

○14番（大川敏雄君） 少なくとも常勤を抜本的に見直さなければならない、平成27年度に。子供たちや親からこれは相当、沢登議員も言いましたけれども、変わってくると思います。特に幼稚園なんか変わってくると思います。そういう中であって、やはり質的な、質を上げるという面からすれば、このサービスの向上というのは、やっぱり職員の質の向上、そのた

めには処遇の改善というのが大前提になると思います。今のままでは、正職員と臨時の皆さん方はもう本当に不満が蓄積していると思いますよ。そういうふうな状況だと私は推測します。そういう意味では、ぜひこの27年度、腰を据えて、ひとつしっかりと、将来どうあるべきか、直営でいくべきなのか、あるいは民営でいくべきかというのを検討する、意思決定をする、これは下田市にとっては人口対策を含めて重要な決断の時期だと思います。ぜひひとつ検討をお願いしたい、そう要望して終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

岸山久志君。

○6番（岸山久志君） ちょっとお尋ねいたします。

幼保連携型になるということですが、民間の保育園の場合は、5・6歳児になっても保育園にそのまま通っているという子供がいますが、認定こども園になった場合は、5・6歳児になると、幼稚園児としてみなすのか、もしくは幼稚園、保育園、並列の形でもいいのかどうかをちょっとお尋ねします。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 幼保連携型認定こども園に関しましては、一応、入所する場合に、1号、2号、3号という形で申請を行います。1号は幼稚園ですので、就労しなくても預けることが、3歳以上ですけれども預けることができます。2号、3号は、いろいろな条件で、就労とか、また家で子供の面倒を見切れない場合の方が預ける。だから、保育所の部分になります。

その子が4歳、5歳になったときに、どっちをみなすかということですが、それはそのときの、申請したときの、2号で申請するのか、1号で申請するのか。幼稚園の部分としての条件で申請するのか、2号の就労とか子供を見られないという形で申請するのかによって認定された部分となりますので、同じ5歳、6歳でも、幼稚園の部分、いわゆる1号の部分、それから2号の部分、保育園の部分というふうな形になって分けられます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 岸山久志君。

○6番（岸山久志君） 例えば、1号でそのままいけば6,100円の保育料。それが2号でなってお母さん方は共稼ぎなり何なりで働いて、何のために働くかといったら、保育料を払うために働く、それに近いような形になりますよね。本当に高い保育料ですと、3万円、4万円と払わなきゃならない。4万円はないか。そんなような形の保育料と6,100円。確かに保

育している時間帯等があつて、保育園だと長く見ていただけて、共稼ぎなり就労できるというような形になると思うんですが、果たしてこの保育料の差というのはこれでいいのかなという感じが非常にします。

暫定で1年間、今年はこの形でいくということですが、もうそれでも間に合わない。本当に今すぐ変えてもいいような料金、保育料だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 今までの経過としまして、1号認定、いわゆる幼稚園の部分については、9時から3時までの幼稚園の時間です。ですので、認定こども園に来ているお子様方も10時に来て3時に帰るという形になっていますので、その方々については6,100円。また、保育園に関しましては、8時間預けている方もいれば、最高11時間まで預けられるという形になっていますので。

また、保育料の中には給食費が入っています。幼稚園の中には給食費は入ってございませんので、別にいただく。

そういった条件もありますし、また、今までの過程の中で、保育料及び幼稚園の負担額につきましては、公共料金審議会にかけ、審議をしていただいて、一番いい金額を出していただいているというようなこともありますので、27年度の経過措置として、その点も踏まえて、28年度からはしっかりと考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 岸山久志君、3回目です。

○6番（岸山久志君） 最後、市長にお願いなんですけれども、せめてこの近隣一安い保育料を目指すように、公共料金審議会のほうに働きかけをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 料金のほうの審議会では多面的にいろいろ考えてされると思いますが、その中で、先ほど言いましたが、子育て支援というのは、今回、地方創生というか、そういう、これからのまちづくりにとって大きなテーマだというふうなものになってきておりますので、その中で料金というののどのようにすべきかということは、しっかりと考えていきたいというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） すみません、余り基本的なことがよくわからないので、ご説明していただきたいと思いますが、一元化と書いてありますが、この一元化の意味がよくわからないんですが、入園申請、支給認定の一元化で、特にその一元化という中で、入園の資格の中で支給認定子どもという言葉がありますが、同法第20条に規定する支給認定を受けたもの。その支給認定というのはどういうふうなことなのか、まずご説明をいただきたいというふうに思います。

そして、あと保育料なんですけど、保育料の徴収基準の一元化、この徴収基準の一元化というのはどういうふうなことを言うのか。私は単純に幼稚園と保育園機能のそれぞれの保育料の徴収基準を一緒にするのcaというふうに思ったら、今までの話ですと、今までの幼稚園の部分の保育料というのは、教育料ですか、1号児童ということで、これは今までの幼稚園の基準で徴収すると。2号、3号については保育料、保育所の基準で徴収するというので、ここら辺のところの40ページに書いてある保育料の徴収基準の一元化というのは、この一元化の内容、基準というのはどういうふうなことなのか、もう一度ご説明をお願いします。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） まず、一元化するということは、まず、下田市内には、先ほど言いましたけれども、下田幼稚園、下田保育所、認定こども園があります。法律的には、条例の構成をまず、一元化ですから、同じような形にするというのがまず1点。

〔発言する者あり〕

○学校教育課長（土屋 出君） じゃなくて、条例はそれぞれありますけれども、構成を同じにして見やすくするということと、それと……。すみません、申しわけありません、ちょっとわかりにくくて申しわけありませんけれども、認定こども園の条例と保育園の条例、幼稚園の条例の各条の仕方、1条、設置、2条、名称、3条、職員、4条、事業という形で、同じような形をとらせていただくということと、それから、入園申請につきましては、民間保育所も幼稚園も、幼稚園というか、1号、2号、3号も同じように受けます。支払いについても、今までは幼稚園は幼稚園に支払っていただいて、保育園は保育園でというふうに払っていただいたところがあるんですけども、それを同じような支払い方にする。徴収も同じような徴収。金額は違いますが、そういうふうな形で、同じような形にしていくということです。

以上です。

〔「支給認定子ども」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（土屋 出君） 失礼しました。支給認定子どもというのは、要するに1号認定を支給する。子供が1号に行きたい、2号に行きたい、3号に行きたいという形で申請をします。そして、それをこちらの教育委員会で判断して、この子は1号認定でオーケー、2号認定で申請しても、なければ1号、また3号申請した方は3号というふうに認定をします。認定されますと、支給認定を受けられるという形になります。

〔発言する者あり〕

○学校教育課長（土屋 出君） 認定をするということです。保育の支給を受けられるという形ですね。幼稚園でしたら、幼稚園の認定を受けられる、支給される。2号を申請すれば、保育園の3歳未満の部分を支給されるような形です。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 説明を聞きましたが、よくわかりませんが、基本的に今度の子ども・子育て支援法、新制度によって、今までの認定こども園とこれからはどのように変わっていくのか、特に保育料の問題、基準はどんなふうな形なのか。先ほど岸山議員のほうも、収入、所得に応じた保育料の基準というものをもっと下げてほしいというような要望も出してありましたが、そこら辺のところはどのように変わっていくのか。今回の法律改正で、子ども・子育て支援法の法律改正でどのように変わっていくのか、もう一度、概略でいいですが、言葉としてお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） まず、16号の今の関係ですけれども、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律によりまして、幼保連携型認定こども園として単独施設となったということで、今までの敷根保育所、敷根幼稚園という名前はもう使わなくなりますので、それに合わせて条例を整備したというふうに理解していただければいいかと思います。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） いまいちよくわからないんですが、ただ単に敷根保育所、敷根幼稚園という名称を外しただけで、その内容については、それを外すことによって、教育内容、保育内容がどのように変わっていくのかということに関する説明がよくわからないんですが、単純に1つの名称にしたという、認定こども園という名称にしたという。そうすることによって、保育内容、教育内容がどのように変わっていくのかについて、最後にお聞かせくださ

い。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 内容的にはほとんど変わらないんですけれども、幼保連携型認定こども園というのは、保育園と幼稚園が一緒になっていますので、保育所とは違う。保育所の場合は児童福祉法の保育で、幼稚園は学校教育法に関する義務教育前の就学前の教育、それを一緒に行い、また子ども・子育て支援事業も一体の施設としてありますので、保護者からの相談に応じたり、情報の提供や助言などを支援していく。

そして、それ以下につきましては、ほかの条例、幼稚園、保育園の条例等は、3施設とも構成を一緒にしてありますので、ほとんど同じですけれども、いわゆる法律的には就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律になりまして、先ほど言いましたけれども、幼保連携型認定こども園としての単独の施設として認めましたよということです。ですので、当然、呼び方としては、以前の条例の中には敷根保育所、敷根幼稚園という名称が構成施設として中に入っていたけれども、今回の条例ではもう要らなくなったということです。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第16号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第17号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第17号 下田市立幼稚園条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 続きまして、議第17号 下田市立幼稚園条例の制定についてご説明させていただきます。

議案件名簿の25ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市立幼稚園条例を別紙26ページから27ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行及び就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、下田市立幼稚園の設置及び管理に関する規定を整備するためでございます。

条例改正関係等説明資料41ページをご覧ください。

3番、個別条例の整備概要ですけれども、議第17号 下田市立幼稚園条例の制定。

根拠。子ども・子育て支援法の未施行部分の施行及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、不要となる認定こども園内の幼稚園を廃止するとともに、単独施設の条例として他の施設との整合性を図るための体裁を整えるため、入所手続、費用等の規定を整備するものです。

概要としまして、敷根幼稚園の規定を削除及び幼稚園授業料徴収条例を廃止するとともに、単独施設で必要となる入所要件、保育料の徴収等を定める。この際、保育所、認定こども園の規定と合わせるため、幼稚園を小・中学校から分離して単独条例とするとともに、内容、項目の整合性をとるものです。

改正内容は、下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例から幼稚園の規定を分離するとともに、下田市立幼稚園授業料徴収条例を廃止し、新たに幼稚園単独の条例とすることから、新たに単独施設の条例として必要となる入所要件、保育料の徴収等を定めるものです。あわせて、3施設の条例について、基本的な構成及び内容を統一するものです。

お手数ですが、議案件名簿26ページをお開きください。

制定する内容は、第1条、設置は、施設の設置目的、根拠について規定するものです。

第2条、名称、位置及び定員は、下田幼稚園の名称、位置及び定員を規定するものです。

第3条、職員は、下田幼稚園に配置する職員について規定するものです。

第4条、事業は、学校教育法に定められた幼稚園の目的を規定するものです。

第5条、入園の資格は、新たに一元化される子ども・子育て支援法による規定に変更するものです。

第6条、入園の制限は、単独施設として必要な規定を定めるものです。

第7条、保育料等の徴収は、単独施設として徴収する費用について規定するものです。

第8条、保育料等の減免、27ページをお願いします、第9条、保育料等の還付、第10条、入園の取消し及び登園の停止は、単独施設として必要な規定を定めるものです。

第11条、委任は、条例以外への委任を規定するものです。

附則でございますが、第1項で、この条例の施行期日は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項で、下田市立幼稚園授業料徴収条例の廃止をし、使用料は規則にそのまま経過措置をするものでございます。

第3項で、下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料47ページから48ページをご覧ください。

47ページが改正前、48ページが改正後となっており、下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を、アンダーラインの箇所を今回改正させていただくものです。

題名を下田市立小・中学校設置条例に改めるものでございます。

第1条中「及び幼稚園」を削り、「学校等」を「学校」に改めます。

第2条中、見出しの「学校等」を「学校」に改め、同条表中の下田市立下田幼稚園の項及び下田市立敷根幼稚園の項を削るものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市立幼稚園条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時 7分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第17号議案に対する当局の説明は終わっております。

本案に対する質疑を許します。

大黒孝行君。

〔「頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○9番（大黒孝行君） 頑張れという意見がありましたけれども、あなたのために質問するよなものでございます。

この幼保の一元化、今まで幼稚と保育の部分で職員さんも大変苦勞され、悩みながら、ようやくこの形になったと。こども園としての共通の認識の中で運営をしていくと。その時点で、一元化というものはそういうことであると。十数年前からあちこちで悩みながら、一元化のために模索してきたと。一つの形で、経過的な形でありますし、幼稚園の教育機関と保育園の保育の関係の部分の形はまだ残ると。そうした中でなされることとございます。

そこで、このこども園に関しますと、この廃止はわかりますが、スタンスを保育に置くの

か、教育に置くのかという部分で、どういうスタンスが比重が重くなったのか、そしてまた職員の中の給与体系がどう変動していくのかということ、ちょっと前のところと若干重なりますが、お聞かせをいただければ幸いです。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 幼保一元化ということで、認定こども園のことだろうと思えますけれども、幼稚園の部分と保育園の部分があります。給与体系については、以前と変わらないということです。

以上です。

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 少し疑問もあるので整理させてもらいたいんですが、幼稚園は学校教育法に基づいて教育を行うということで、下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例があったけれども、今回、幼稚園の部分を新たに独立した条例にしますよと。それは、やっぱり認定こども園が大きな国の流れの中で、子育て支援法でしたね、支援法に合わせて今度、独立の条例にしたのかなという理解をしているんですが、やっぱり一番変わったのは、幼稚園はこれまで授業料だったんですね、定額の。それが保育料に変わったと。保育料に変わったということは、保育所もやっぱり保育料なんで、そのところが、そこらは20号のところでもっと詳しく出るのだろうけれども、幼稚園条例のところで押さえておくのは、要は保育料というものがこれまでの幼稚園の規定した条例と大きく変わったところなのかなと。そこは保育所の、20号で詳しく出るのだろうけれども、保育所の保育料とこの幼稚園の保育料というのは、全体としては変わる部分と変わらない部分があるのかなと思うけれども、どのような変わっているところが出るのかというのをお尋ねします。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 保育料という形ですけれども、基本的にはその施設を利用している人の利用者負担額という意味で捉えていただければいいかと思うんですけれども、保育所につきましても同じく、保育料と言っていますけれども、保育施設等の利用者負担額。幼稚園につきましても、幼稚園の保育料と言っていますが、幼稚園の施設を利用している負担額というふうな形です。

先ほど言いましたけれども、27年度については経過措置として6,100円をいただいでいく

ということであります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第17号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第18号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第18号 下田市立保育所条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 議第18号 下田市立保育所条例の全部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案件名簿の28ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市立保育所条例の全部を改正する条例を別紙29ページから30ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、敷根保育所を廃止するとともに、所要の改正を行うためでございます。

条例改正関係等説明資料42ページをご覧ください。

議第18号 下田市立保育所条例の全部を改正する条例。

根拠。子ども・子育て支援法の未施行部分の施行及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、不要となる認定こども園内の保育所を廃止するとともに、単独施設の条例としての体裁を整えるため、入所手続、費用等の規定を追加するものでございます。

概要。敷根保育所の規定を削除するとともに、単独施設で必要となる入所要件、保育料の徴収等を定めるものでございます。

改正内容。下田市立保育所条例について、敷根保育所の規定を削除するとともに、廃止する下田市保育の実施に関する条例に規定する入所手続等に移行し、あわせて単独施設条例と

して必要となる入所資格、入所要件、保育料の徴収等を定めるものです。あわせて、3施設の条例について、基本的な構成及び内容の統一を図ります。

49、50ページをお願いします。

49ページが改正前、50ページが改正後となっており、アンダーラインの箇所が今回改正させていただく部分でございます。

第1条、設置は、施設の設置目的、根拠について規定するものです。

第2条、名称、位置及び定員は、敷根保育所の名称、位置及び定員を削除するものです。

第3条、職員は、下田保育所に配置する職員について規定するものです。

第4条、事業は、児童福祉法に定められた保育所の目的を規定するものです。

第5条、入所の資格は、新たに一元化される子ども・子育て支援法による規定に変更するものです。

第6条、入所の制限は、単独施設として必要な規定を定めるものです。

51、52ページをお願いいたします。

第7条、保育料等の徴収は、単独施設として徴収する費用について規定するものです。

第8条、保育料等の減免、第9条、保育料等の還付、第10条、入所の取消し及び登所の停止は、単独施設として必要な規定を定めるものです。

第11条、委任は、条例以外への委任を規定するものです。

お手数でございますが、議案件名簿の30ページに戻っていただき、附則でございますが、第1項で、この条例の施行期日は、平成27年4月1日から施行するものです。

第2項で経過措置でございますが、改正後の第7条の規定は、平成27年度以後の年度分の保育料から適用し、平成26年度分までの保育料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市立保育所条例の全部を改正する条例の制定について、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 説明資料50ページの入所の制限でございますが、（3）の前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるときと、こういう規定の内容は具体的にはどういうことを想定されているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、委任は、第4条が11条となっていようかと思いますが、市長が別に定めると。この定めとは、この改正に伴って新たな条項が入ってくるものかどうなのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） まず、第6条の入所の制限ですけれども、今想定しているものは、暴力的な子供とか、あとは人に危険をもたらす子供。今までありませんけれども、そういうような子供があった場合には不相当と認めるということです。

それから、委任のところについては、必要な事項については規則で細かく定めていきたいということでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 第6条の入所の制限は、これは規定をする必要がないのではないかと。むしろモラルの問題として扱うべきもので、条例の中にこのような規定を明確に設けることはどういうことかと。誰がどういうぐあいに判断するのかということも含めて、保母さんや運営所に任せるべきことではないかというぐあいに思いますが、新たにこれを、入所の制限を掲げた理由とは何かという点をお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 先ほど言ったことについては、ちょっと失礼があったかと思えますけれども、想定されるものが、今のところないんですけれども、あり得る可能性がありますので、この3号については入れさせていただいております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

竹内清二君。

○1番（竹内清二君） 第7条の中の利用者負担額の中で括弧書きがされていると思いますが、この準用は現在されているかどうかを確認したいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 利用者負担額、現在の利用者負担額ということでしょうか。

〔発言する者あり〕

○学校教育課長（土屋 出君） 市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額というところによろしいでしょうか。これにつきましては、現在でも南伊豆とか河津

町の方が下田に働きに来ている場合、区域外の方が預けています。その場合には、その住所のある金額をいただいておりますということになります。

この条例につきまして、他の市町村等も見比べますと、他の市町村も私が見た限りは同じ条例を使っていますので、これでいいというふうに判断して入れてあります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） 内容はわかっているんですけども、今の現状の数字を教えてくださいたいんですが。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 民間しか、今、稲生沢保育園、ひかり保育園のほうにですね。現在、稲生沢保育園に11人、ひかり保育園に2人で、公立のほうにはありません。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第19号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第19号 下田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 続きまして、第19号をお願いします。下田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。

議案件名簿の31ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市保育の実施に関する条例を廃止する条例を別紙32ページのとおりとするものでございます。

提案理由でございますが、保育の実施に関する基準が子ども・子育て支援法に規定されることから、市条例による規定を廃止するものでございます。

条例改正関係等説明資料42ページをご覧ください。

議第19号 下田市保育の実施に関する条例を廃止する条例。

根拠。条例規定の保育の実施要件が、子ども・子育て支援法で法定化されるものでございます。

関連規則。下田市保育の実施に関する条例施行規則を廃止。入所に関する規定が引き続き必要となるため、保育所条例及び施行規則へ統合、整理することとします。

お手数でございますが、議案件名簿の32ページに戻っていただき、附則でございますが、第1項で、この条例の施行期日は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第19号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第20号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第20号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 引き続きまして、議第20号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について。

議案件名簿の33ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を別紙34ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、新たに認定こども園、幼稚園、保育所の利用者負担額等を定めるためのものでございます。

条例改正関係等説明資料42ページをご覧ください。

議第20号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例。

根拠。子ども・子育て支援法の未施行部分の施行により、認定こども園、保育所及び幼稚

園の保育料は国が定める基準の範囲内において市が定めると規定された。これにより、この条例において各施設に共通する市の利用者負担額を定める。ただし、この条例においては料金の上限のみを規定することとし、具体的な料金の決定についてはさらに規則に委任するものです。

下田市における利用者負担額を国の定める基準の範囲内とするものでございます。

お手数ですが、議案件名簿34ページに戻っていただき、第1条、趣旨は、条例制定の趣旨を定めるものです。

第2条、利用者負担額は、子ども・子育て支援法による給付を受ける際に、支給認定保護者が負担する利用者負担額を定めるものです。この条例では、国が政令で定める金額を上限とすることを定め、具体的な基準は国基準の範囲内で、別に規則で定めるものとします。

第3条、利用者負担額の減免は、前条の基準に基づいて、利用者負担額を減免することができる旨を規定するものでございます。

第4条、委任は、条例以外への委任を規定するものでございます。

附則でございますが、第1項で、この条例の施行期日は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項、私立保育所に係る利用者負担額の経過措置として、法附則第6条第4項に規定する市が定める額は、同項に規定する場合における家計に与える影響を考慮して同項に規定する保育認定子どもの年齢、保育必要量等に応じて規則で定めるものでございます。

第3項、第3条の規定は、前項に規定する市が定める額について準用するものでございます。

追加で資料をお渡ししてありますので、そちらもご覧ください。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） これは大問題だと思うんですよね。こんなのは、今ここでいきなり出されても返事のしようがないような問題で、少なくとも全協か何かで事前に説明をしていたら、しっかり議論しなきゃならんような内容だと思うんですが、まず問題の第1は、第

2条で利用者負担額が所得割になっているわけだ。幼稚園条例のほうでも、この負担額というのがいわゆる保育料。これまで幼稚園は定額でやっていた、利用料を払っていた、保育料。しかし、今回、この条例によれば、幼稚園、あるいは第1号も所得割の利用料金を定めるよということになるわけだ。幼稚園に通っていた子供が、定額6,100円が所得割になるよと。所得割にすることがいいのかどうかというのは、やっぱり利用者の意見だとか、もっと何とかな、議論の時間をかける必要があるんじゃないかという点ですよ。だから、所得割を入れるのがいいのか悪いのかというところで、国の方針なんだろうけれども、下田市で本当に意向調査、例えば幼稚園に通っている人たちも、いやいや所得割で結構ですよとか、そういう調査等が行われているのかどうか。それが1点。

もう1点は、条例上、最高月額を決めるというのは、実質的に議会が利用額を決める権限を失うということなんです。これまでは、例えば6,100円がいいのか、6,500円がいいのか、あるいは5,000円がいいのか、9,000円がいいのかというのは、要は条例で決めていたわけだ。議会が議決したわけですよ。だけど、今度、最高額で決めちまえば、この範囲内であれば、もう当局が自由にできるよと。一応、議決事項から実態として、実質的には議決事項でなくなるよと、こう思えちゃうわけなんだけれども。だから、27年度はこれまでいくよと。これが幾らになろうと、それは要するに議決を必要としないわけだ、今度は。報告義務があるかないかというのは残るにしても、やっぱりそれは大問題じゃないかと。議決事項を外すというのは、ちょっとまずくはないかと。これ何か工夫して、やっぱり議決事項として残すべきじゃないかなと思うんだけど、いかがでしょう。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 国の基準として階層別金額が提示されました。まず、その意向調査はしていません。

今回、保育園と同じような形で、金額を規則で定めるような形としています。

その決め方としては、示されている金額が上限なので、これ以下で決めなければならない。そして、この金額を決めるに当たりましては、今、27年度は経過措置をとる予定でございますので、28年4月1日からは決めていかなければなりません。その検討に当たっては、公共料金審議会にかけることとなります。これにつきましては、前回もかけておりますので、かけることとなりますので、その間に検討することとなります。

伊藤議員が言われたような形でいろいろ検討はさせていただくこととなると思いますけれども、規則の中で、1号認定については別表1とか、2号、3号については別表2とかとい

う形で規則で決めていきたいというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 答弁はこちらが予想したとおりの答弁で、中身がないといえないような答弁なんです。これから委員会のほうでもやっていくことになると思いますが、一応、問題点の2点だけはクリアしてもらわないと賛成できないかなと。

所得割を入れるか入れないかについては、出されて、ああそうですかという性質のものではなくて、やっぱりそれは意向調査なり何なり、そういうのをやって、関係者の考えなんかもちゃんと調査してからでないと、簡単に、ああそうですかということで所得割に、幼稚園に通っている方の金額を増やすというのは、そう簡単な話ではないだろうなということと、料金をいわゆる議決事項から外すということも、そう簡単に決めてもらっては困るなという意見、要望をして終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） まず、この条例に基づくところの保育料の決定方式は、平成27年度に公共料金等審議会に一応諮問して意見を求めるんだと、こういうことですが、この諮問のあり方。当局はいわゆる、俗に言う一定の具体案を、当局としての具体案を示して、そして審議会で審議していただくのか。この上限だけをぱっと、国の政令はこうですと、あなた方、検討してくれと、こういう形での審議を考えているのか、諮問の方式を考えているのか、この辺をお尋ねしたいと同時に、いつごろ答申をいただくと、審議会の答申を、その見通しについても、あればお伺いしたいと思います。

2つ目には、確かに今の1号のほうは条例で定額で6,100円を決めていると。それが5段階に国の政令ではなっておりますけれども、しからば、現状の条例の定額制がこういう形になる場合に、一定の事前調査をしていると思います。今、幼稚園へ通園されているお子さんの家庭の収入は一体どうなんだと。恐らく1、2に該当するのはほとんどないんじゃないかと私は思うんです。むしろ3以上の、3から5までの人が非常に多いんじゃないかと。だとすると、もしこれが準用で市で決める場合に、2割なり1割低くなったとしても、えらい値上げになるわけですね、1号のこのあれは。やっぱりこういうことを公共料金の審議会で審議する、あるいは提案する場合には、一現状はどうなっているんだろうというのは、調査が当たり前のことで、この辺についての実情は今どうなっているのか。今のこの上限でいっ

た場合に、幼稚園へ通園しているお子さんの家庭はどこに該当するかというのも、これも一応判断の一番重要な基礎になると思いますので、わかればご返答いただきたい。

それから、2号、3号でございますが、現在の下田市の規則を見ると、いわゆる3歳以上、3歳未満が今回の案ですが、現状の規則では3歳というのがあるんですね。3段階になっているんです。これらについてのいわゆる諮問のあり方。国に準じて2つにするのか、あるいは下田市の今の規則に基づけば、3歳というような、3区分しているけれども、この辺の取り扱いも、少なくとも当局はある一定の方針がなければ、諮問するのは、これはいささか問題ありだと思っておりますが、この点についてお尋ねします。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） まず、諮問のあり方ですけれども、現在、各市町村のほうに連絡はとっているところでございまして、現在検討中のところがほとんどでございます。

大体その金額については、応能割に移行する、検討中、また定額にするという3段階の答えを市町村からいただいておりますので、現在、下田市は6,100円で、給食費もいただいておりますので、月1万円程度いただいているわけです。

所得の金額は、私は、完全にどのくらいの所得があるかというのは、ちょっと調べておりませんので、わかりません。ですが、滞納者はゼロです。ですので、それなりの所得のある方だと思われまして。

それから、スケジュールについてでございますけれども、現在考えているスケジュールは、4月から6月にかけて新制度における料金の検討、他市町村とも比較して、いろいろ調べたりしたいと思います。8月には公共料金審議会に諮問させていただきたいなというふうに考えております。また、10月には消費税の税率も上がるものと思われまして、その点も踏まえて、28年4月からは新料金に変えていきたいというふうに考えております。

また、2号、3号については、国の政令に基づく料金改定になり、3歳以上、3歳未満でいく形となるような形で考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 公共料金審議会への諮問のあり方ということが1点ありましたけれども、総務課のほうで所管しておりますので、通常、公共料金審議会には、当局のほうで案をつくって協議していただいております。その案を協議していただくにつきましては、当然、近隣の状況ですとか、こういった国の制度、そういった資料も添付して、現状説明をし

た中で協議していただいておりますので、この案件につきましても同様な対応になると考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 少なくとも今回の審議に当たる場合には、いわゆる公共料金の審議会に諮問する場合には、やっぱり批准方式がいいと思いますね。そういう方式が、いわゆる裸でなくて、当局のしっかりした考え方を示しながら、その是非について問うと。修正もあるでしょうけれども、そういうことがこの附属機関に対する審議としてはいいと思います。

と同時に、この審議会の構成は、ご承知のとおり、知識経験者と行政経験をした10名の方に審議を、審議構成になっているんですね。先ほど伊藤議員が言われたように、やはりその料金設定の過程において利用者の意見を拝聴するという機会は、これ、ぜひ必要だと思うんです。ですから、この公共料金、従前そういう、今までもそうだったと思いますけれども、公共料金の委員の中に、そこへ付加するのか、規則ですからね、修正はできるんですが、ともかく、仮に公共料金の云々という場合には、1回、今回諮問するのに、2名なり3名増やして、そして利用者の意見を聞いてみると、こういう手続か、別にまた何か方法をもって、特に利用者関係の皆さん方に意見を聞くということが大事だと思います。これはどういう形で、もう一度、これは再度聞きますけれども、対応するかと。

それから、大事なのは、これは大きな変革ですから、いきなり議会にある段階でこの、もう条例は出ないわけですから、規則でやるということになると、全員協議会等で議会の意見を聞いてみるということも、そういう機会も大事だと思うんです。ですから、その辺の取り扱いをするのかどうなのかということを知りたいと思います。

それから、1号の関係ですが、調べていないというんですが、恐らく幼稚園へ行かせている家庭というのは、奥さんが自宅にいて、旦那さんが一定の、サラリーマンにしても何にしても、共稼ぎでなくて十分生活ができるという方が非常に多いのではなかろうかと思えます。そうだとしますと、想像でございますが、3号から5号までの対象者がほとんどだと。だとすると、6,100円が1万円、一挙に倍以上増えるというのは、この議案の、あるいは本日提出していただいた資料の中ではっきり言えるんだと思うんですよ。この点について主幹課長としては、やはりそんな公共料金で云々というのではなくて、プロなんだから、実はこういう方法でいくと、じゃ実情はどうなんだという返答ができなければおかしいと思うんですよ。実情把握が的確な上にこの条例案を出すというのが常識だと思いますよ。もう一度、この点

についてはお伺いしたいと。

それから、今の保育料の3段階方式を2段階方式にすると、こういうことだけなんです、くどくて恐縮でございますが、なぜ3歳、いわゆる3を2にするのかという点について、もう一度、理由を説明してください。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） まず、公共料金審議会で利用者の意見も聞いたほうがいいだろうということですが、その辺についても検討はさせていただきたい。当然、ある程度内容が決まりましたら、全協にもかけてはいきたいと思えます。

それから、この1号認定の金額ですけれども、これにつきましても、これは上限の価格ですので、教育委員会としましては、これの7割とか8割、そういう形では考えています。というのも、よその市に聞いてみますと、大体その辺で決めていくだろうというような形を受けています。

それから、2号、3号のところ、3歳以上、3歳未満ということなんですけれども、下田市の場合、3歳という年齢を決めていますが、今使用している公定価格の3歳と4歳の部分の金額は、国の金額は一緒なんです。ですので、下田市は3つに分けてありますけれども、国の公定価格は以前から2つ、3歳未満と3歳以上という形になっていますので、これも政令に基づきまして合わせていきたいというふうには私は考えています。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 我々の委員会の担当でございますので、これ以上言いませんけれども、1つ、やっぱり1号に該当する人、それは2割減になるとか3割減になるというのでなくて、現状、条例で6,100円と決めているわけです。そうすると、行かせている親からすれば一挙に、仮に2割減っても、えらい上がるわけです。ですから、少なくとも委員会までに、この今、現状、幼稚園へ行かれています家庭で何号の人が、僕はほとんど3号から5号までだと思いますが、こういう号に該当する人が多いという一つのデータがあれば、それを示してほしいし、あるいはそれに準ずる何かがあれば示して、そしてこの条例の審議を我々にさせると、こういう一つの親切な対応が大事だと思います。それを要請して終わります。

○議長（土屋 忍君） 要望でいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 時間もありませんので、まず結論から言いますけれども、この条例は撤回をしていただきたいと。そういう内容のものだという印象をまず述べさせていただきたいと思います。どういうわけで上限を決める条例を出すのかと。料金体系の中で上限を決めていこうというような条例が他にございますか。その意図は何かということをまずお尋ねしたい。

私が推測するのに、上限を決めて、幾つかの認定こども園があれば、その認定こども園同士で料金体系についても競争をさせると、こういう意図しか感じられないと。この公的な保育、あるいは幼稚園において競争をさせる必要があるのかと、料金体系においてですね。そんな必要は僕は全くないと思うわけです。

国が言ってきたからこの条例をつくるんだと、こういう姿勢では私はいけないんじゃないかと思うわけです。下田市民、あるいは下田の子育て、幼稚園教育について、どうあるべきかという根本の精神が据えられていないんじゃないかと思います。この点について、まず教育長、市長にその姿勢を問いたいと。このような条例を出してきたお二方の責任というのはどこにあるのかと、議論をしていないんじゃないかと、こう思うわけです。

しかも、伊藤議員が指摘したように、この条例は議会そのものをないがしろにする内容じゃないですか。上限を決めて、その規定は執行当局が幾らにでも決められますよと、それは上限だからと。上限さえ決めれば、議会は要らないということになるわけですから。父兄の親御さんたちが払う負担料というんですか、利用者負担額については、この条例を見ても幾らだかわからないと。こんな議会をないがしろにする条例をもし議会が通したとすれば、議員は何をしているんだと、こういう批判を市民から受けざるを得ない内容を含んでいると思いますが、いかがでしょうか。

この2点について、とりあえずお尋ねします。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、ただいま上限を決めるということについては、競争を意図したものではないかと、こういうふうにお話がございましたけれども、私はそのようには思っておりませんで、今回は国のほうからも、新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、国が定める水準を限度として実施主体である市町村が定めると、こういうことになっております。今お話ししましたように、まず国は世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、まずは国がその水準を限度として決めてくれると。そ

して、それをもとに実施主体である市町村が定めるということで、さらにそれぞれの市町村の状況、それから保護者の実態とか要望等を勘案した中で、最終的にはその負担額については各市町村によって異なる、こういう状況になるということが書いてございます。そういうことを考えますと、私は決して競争させる意図、そういうものは毛頭持っておりません。

したがいまして、先ほどからご意見をいただいているわけですがけれども、幼稚園等の保育料についても、6,100円から極端に1万円以上とか2万とか3万とか、そういうことは当然、これまでの状況から、徴収、いただくということは、これはもう当然難しいことではないかな、このように思っております。

したがいまして、今後、課長からもありましたけれども、審議会の中にも一、二名増やす、そういうことも検討していただく中で、皆さんのご理解をいただける、そういう体系にしていただきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） ただいま教育長のほうから説明させていただいたとおりだというふうに思いますし、42ページに根拠、概要というようなことが説明されておりますが、これにのっとってされているものだと思います。

ただし、今、議員の皆さんが危惧されているような公共料金審議会のほうでの検討状況、あるいはその組織の内容、また議員の皆さんへの説明の方法というようなことに関しましては、きちっとご理解いただくようにして進めることで、この条例を制定いただいて進めることに私としては異論はないというところであります。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） お二方のご意見も大変残念なご意見であります。実態的に現状態がどうなっているのかと。保育料にしても、幼稚園の授業料にしましても、国の基準がないわけではないでしょう。国の基準があるでしょう。それに基づいて、市はそれらのものを勘案して料金体系をつくっているでしょう。そういうぐあいにして、なぜ悪いんですか。なぜこの上限を決めなきゃならないのか。

競争させない、させることはないんだと言うなら、何のための上限をつくるのかと、この質問に対して何ら答えを出していません、お二人とも。議会を無視するような、このような条例を議会に出して、説明もできないと、実態も把握していないと。議論の対象にならないでしょう。撤回をしてくださいというのが僕の意見です。どうですか。

○議長（土屋 忍君） 質疑の途中ですが、ここで1時まで休憩をいたします。

午前 11時58分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 20号についてでございますけれども、政令で定めた金額を上限としています。これにつきましては、これ以上とまらないような歯どめという意味で、下田市の場合には民間も公立も同じ金額ということで、競争するつもりは、教育長の言ったとおり、ありません。

それから、保育所に関しましては、今までどおり規則で定めている。

1号認定につきましては、現在6,100円という金額で、国については応能の負担を上限としてという形でしたけれども、他の富士市とか御殿場市のほうの内容を調べてみますと、現在の料金体系とかバランスを考慮しまして、大幅な負担増とはならないように。また、軽減等も考慮して考えていきたいというふうに答えていますので、下田市も同じような考えでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君、3回目です。

○7番（沢登英信君） 要望をもって終わりたいと思いますが、このような措置をする意味が全くないわけです。しかも、このような措置をすることによって、議会の議決権をないがしろにするという指摘を免れることはできないというぐあいに思います。現状の中では、それぞれ国の基準に従って、条例で定め、あるいは規則で定めているという、この仕組みを変える理由が全くないと、こういうぐあいに思うわけです。それについての理由もきっちり説明できないということから言えば、多くの議員の皆さんが子育てしやすいまちづくりをしようと、この保育料や幼稚園の授業料も値下げをすべきだと、こういう考え方が多くある中で、あえてこの負担を上げていこうと。上限とは言いながら、そのような姿勢をとることは、まさに市民に反するような行政を進めていこうと。県や国の法律のほうには顔を向けているかもしれませんが、市民のほうに全く顔を向けていないと。このような条例を出されることは大変遺憾だと。議会としても、議員としても大変困ると私は思うわけです。そういう

意味で、これは当局が善意によって撤回をしていただくと、検討し直していただくということが一番スムーズな措置ではないかと思っておりますので、その点を要請して終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第20号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第21号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第21号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） それでは、議第21号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案件名簿の35ページをお開き願います。

下田市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、平成27年度から平成29年度までの保険料率及び介護予防・日常生活支援総合事業等の実施日を定めるためのものでございます。

平成12年から始まりました介護保険事業は、3年を1期の期間といたしまして、中期計画に基づいて運営が行われ、第5期までの計画となる15年が経過することになりました。本市におきましても、第6期の介護保険事業計画に基づいて平成27年度から平成29年度の運営を行っていくこととなります。この計画に基づいて、介護保険料の改正をお願いするものでございます。

また、介護保険法が改正されたことに伴い、介護予防・日常生活支援総合事業などの実施日を定めるものでございます。

改正の説明に入る前に、介護保険料の見直しの前提となる第6期の計画の概要について若干説明させていただきます。

介護保険事業は、3年を1期とする中期の計画に基づいて運営しております。この計画は、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向等を踏まえて作成しております。

介護給付等対象サービスの見込み量等に基づいて算定した保険給付費に要する費用の予想額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らして、おおむね3年を通じ財政の均衡を保たれるものとして保険料を算定いたしております。

計画の主な箇所についてご説明いたします。

要介護、要支援の認定者数は、後期高齢者人口の増加に伴い、増加を見込んでおります。介護保険事業の平成26年9月末の要介護、要支援の認定者総数は1,377人ですが、平成27年度1,445人、平成28年度1,541人、平成29年度は1,671人とする計画数値としております。

介護給付費の見込みは、今年度決算見込みから前年度対比で、平成27年度は5.7%増、平成28年度は5.3%増、平成29年度は6.6%増として、3年間では約71億1,690万円を見込みました。この額に地域支援事業費の2億523万円を加えた分の22%が第1号被保険者の保険料の総額となります。

第6期では、保険料の抑制を図るための財源として、介護給付費準備基金からの取り崩しを6,000万行うことにより、第6期では抑制額は年額で約2,370円、月額では約198円となります。このように算定した結果、第6期の保険料率の基準額を月額4,900円としたものでございます。

それでは、改正の条例についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案件名簿36ページをお開きいただくとともに、条例改正関係等説明資料の53ページ、54ページをお開きください。

説明資料の53ページ、54ページ、左側の53ページが改正前で、右側の54ページが改正後となります。アンダーラインの部分を変更するものでございます。

内容は、第5条第1項を改正するものでございます。

今回の改正は、第5期の平成24年度から平成26年度の保険料率を、第6期となる平成27年度から平成29年度の保険料率として改正するものでございます。

所得段階に応じた保険料率を改正するものであり、改正前は6段階8区分となっておりますが、改正後ではこの段階を9段階とするものでございます。

このように、今回の改正条例では、保険料率を9段階にして、なおかつ、第1号につきましては、第2項の規定で軽減するものでございます。

右側の改正後の条文でご説明いたします。

第5条では、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とするものでございます。

改正前では平成24年度から26年度までの保険料を規定するものでしたが、これを27年度から29年度に改正するものでございまして、所得区分ごとの説明をいたします。第1号は、介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者は2万9,400円といたします。第2号は4万4,100円、第3号は同じく4万4,100円、第4号は5万2,920円、第5号は5万8,800円、第6号は7万560円、第7号は7万6,440円、第8号は8万8,200円、第9号は9万9,960円とするものでございます。

なお、第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加えるものといたします。2項、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万6,460円とする。これは、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料を軽減強化するためのものでございます。

次に、第7条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「から第5号」を「から第8号」に改めるものでございます。

次に、附則に次の1条を加えます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置でございます。これは、介護保険法の改正に伴い、平成27年度より実施する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置をうたったものでございます。

市町村への円滑な事業を移行するという中で、多様なサービスを行うに当たり、そのサービスの充実には一定の時間がかかること。そして、そのためには準備期間が必要であることを踏まえ、総合事業の実施につきましては平成29年4月まで猶予することができるとし、地域支援事業で新たに設けられました在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などにおいては平成30年3月までその実施が猶予できることから、それぞれ実施の猶予のための条例を市町村の介護保険条例で規定することとされているところでございます。

第7条第1項では、介護予防・日常生活支援総合事業についてうたっております。

恐れ入りますが、説明資料56ページをお開き願います。

第2項では在宅医療介護連携推進事業、第3項では生活支援体制整備事業、第4項では認知症総合支援事業について定めるものでございます。

議案件名簿37ページをお開き願います。

附則でございますが、施行期日としまして、第1項で、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の規定は、規則で定める日から施行するものでございます。

次に、経過措置でございます。第2項といたしまして、改正後の下田市介護保険条例第5条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとするものでございます。

なお、参考といたしまして、条例改正関係説明資料57ページに、下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会長より、下田市高齢者保健福祉計画及び下田市介護保険事業計画の策定についての答申の写しと、58ページに下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会委員名簿を添付してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第21号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 介護保険料の値上げの案が出たんだけど、これを判断するには、介護保険会計が一体どうなっているのかと、このことがわからなければ、果たして値上げが妥当なのかどうなのかの判断ができないので、まず根拠となった介護保険会計の資料を議会へ提出するよう求めたいと思います。

次に、附則のほうでは、とにかく27年4月1日からやるけれども、実際にやるのは市長が定める日だよと。いつになるだったら、いつになるかわかりませんよというのも、それは条例の体をなしていないなど。少なくとも、条例に書けとまでは言わんけれども、めどは、説明の中で1年程度、あるいは2年程度のうちにはしっかりとした実施ができるように進めていきますよと、こういうものがなければ、これは10年後かもしれない、極端に言えば10年後でも20年後でも、いつでもいいよというだけの話で、それはちょっとね。本来であれば、先延ばしにするのは、いつまで先延ばしを書くべきだと思うけれども、書けないにしても、少なくとも説明の中で、2年をめどに実施しますよとか、やっぱりその程度のものは出さなければおかしいんじゃないかなど。

以上2点、お願いします。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 大変申しわけございませんでした。判断する資料について、全協のほうでもちょっとお配りしたんですけれども、また改めて出させていただきます。大変申しわけございません。

〔発言する者あり〕

○市民保健課長（鈴木邦明君） もう一つのほう、よろしいでしょうか。

確かに伊藤議員の言われましたとおり、その部分について、実施日を定めるものとするということで、ちょっと期間的な云々ということがございますが、支援総合事業につきましては29年4月1日、そして、そのあとの部分につきましては平成30年4月1日ということになっております。

ただ、その中で、うちのほうとしても、そういう3年の猶予があるから、のんびり構えているということではなくて、これが一刻も早く実現するような形のもので政策は考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 議長、すみませんけれども、資料をもらえませんか。

○議長（土屋 忍君） 資料のほうは、すぐ出ますか。

○3番（伊藤英雄君） すぐ出せる。

○議長（土屋 忍君） オーケー。

〔「きょう出すということですか」と呼ぶ者あり〕

○3番（伊藤英雄君） はい。

それから、今、3年程度の中でやるよというふうになったんだけど、この3年延ばす最大の理由は何ですかね。何が不十分で、不十分というか、足りなくて3年の猶予をつくったのかという。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 何が不十分かと申し上げますと、今後、やはり社会資源等も十分充足していきたいと思っております。

ただ、もう一つ、こういう大きな改正となりましたもので、関係者と地域ケアシステムの構築とか、そういうケア会議等を開きまして、本当に忌憚のない意見を出し合って、そして、その実現に結びつくのには、やはり若干時間はどうしても必要かと思えます。やはり社会資

源の部分とか、大きな改正ということになりますもので、ちょっと一朝一夕にはいかないのかなと。ただ、先ほど申し上げましたとおり、時間的な2年、3年という期間を設けていただいておりますけれども、それに甘んじることなく、一日でも早くこの地域支援事業等が運営できるような形、本当に関係機関と十分協議、検討してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） それでは、暫時休憩して資料をお願いします。

午後 1時19分休憩

午後 1時33分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 資料ありがとうございました。

最後に市長に要望というか、ご質問なんですが、前、一般質問でもやらせてもらったんですが、やっぱり高齢社会を迎えて、下田市も高齢者が増える中で、介護保険のボリュームが、予算、それから仕事量ともに非常に増えてくるし、今後も増えると思われるので、市民保健課ということで市民課等の中でやるのは、だんだん難しくなっているんじゃないかなと。ボリュームも増えるし、必要度も高まるし、制度的にも非常に複雑になってきているので、介護のところは単独で課を設けるような方向でいったほうがいいんじゃないかなと。そのほうが、よりよいサービスができるんじゃないかなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 介護の対応につきましては、直接介護を必要とされている方等の対応と、介護にならないような手前の高齢者のそういう健康管理というようなことがあると思います。それが今、現状で少し分割されている部分もありますし、地域包括支援センターという機能の中でもやらなきゃならないということで、今までのシステムと少し連携をとらないといけないという状況にありますので、そういう連携をもとに、どういう課なり、係の編成をしたらいいかということはしっかり考えてですね。

ただし、なかなか、新しい課をつくるということは、機構改革の中で検討されなきゃならないことでもありますけれども、係の部分に関しましては十分検討して、対応できるようなことは投げかけていきたいというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） この条例等の骨子というものは、私なりの解釈でいきますと、1号、2号の患者さんの要望に対する切り捨てだと。しかも、なおかつ、地域包括支援センター等のスタッフの充実が大変急務に求められております。その人材の確保、育成。大変介護から、どんどん現場から去っていく人が多い中で、そういうものが確実にクリアできるような形を心がけて進んでいるのかどうか。支援センターにボリュームの大変詰まった内容の決めというものがずっと列挙されておりますもので、その辺をどうやってセンター内で考えていらっしゃるのか。その担い手としてのスタッフは、どう確保されるという思いでいるのか。また、それが1号、2号被保険者のより切り捨てにならない、負担にならないような、実のある要望なり何か担保されるのか、どういう認識を持たれておるか、まずその辺のことをお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 介護保険、特に包括支援センターの充実ということは、うちのほうも担当課としてすごく感じております。今回、地域包括支援センターにつきましては、人事のほうでもそれなりのことをちょっと考えていただいていると内々聞いております。

そして、いずれにしましても、そのスタッフの充実。今回も、主力となる主任ケアマネジャーが一身上の都合で退職するということになっております。その人材確保について、人事当局のほうも最善を尽くしていただきましたが、なかなか申し込みがなかったという中で、臨時職員の方を採用するとか、いろんなことで今考えております。何しろ、遅れのないような形でやっていきたいと思っております。

そして、もう一つ、1号、2号の云々ございますが、ちょっと将来のことを言っただけなんですけれども、今後、保険料もどんどんどんどん上がる。2035年問題でしたかね、そのときにはもうかなり、8,000円台を超過するんじゃないかということ言われているんですけれども、私どもの担当課としての責務は、介護保険の方々を当然介護するのも一つの仕事なんですけれども、そういう部分に行かないような努力、それはもう健康づくり部門も含めましてやっていかなきゃならないと。ですから、今後、保険料を、必然的に上がるかもしれませんが、それを抑える努力はしてまいります。そういうことでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） この保険料は、基本的にはルールにのっとって保険料を、足りない部分は皆さんに保険料として納めてもらって、その枠の中で20%、22%、28%の部分は保険料で賄いなさいと、こういう予算になっているわけですね。あとは利用者が負担する、そういう医療費なんかとか介護費のあれの部分も踏まえてですね。それで、国だ県だ、市が、この中でもし足りない部分があって、負担が多くなると、どういう割合が正しくて、いいのかということをもう一度、国にも問い直さなきゃならない。そのためには、真剣にこの末端の市町村が介護にぎりぎりの努力をして、もうあつぷあつぷだと、これでは成り立たないから、おまえら国で消費税の何パーセント、これを介護保険に充てなさいよという、そういう議論展開になっていくというのが私の思いなんです、その辺までいくように、ぎりぎりのところでしっかりと足を踏ん張ってやっていく。

しかも、利用者には迷惑をかけない。よりよいサービスを、オリジナルな、もっと進んだサービスができるような心遣いとあれを関係する業者さんにも、皆さんにもお願いしたいし、またそういう教育を当局がしていく。センターを通じてしていく。センターのやらなきゃならないことというのは物すごい数になってきて、これは大変だなという思いがありますもので、その辺をしっかりと今後の3年間でゆとりを持ってやりなさいよというのが、この思い入れの若干、国の見えるところかなという思いがございまして、そのときにしっかりとやっていただくように要望しておきます。また委員会でしっかりと中身は。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） せっかく資料をいただきましたので、資料の説明を若干お願いしたいと思えます。そして、特にこの資料の2枚目の介護サービス見込み量の中の地域密着型特定施設入居者生活介護等以下、ゼロ表示になっているところが、やはりそういう意味では問題だと。ここが今後、ゼロ表示でないような形での事業展開が具体的には求められていくということになるかというふうな勝手な思いをしているわけですが、そこら辺を含めたご説明を1点いただくとありがたいと思えます。

それから、せっかく下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会の皆さんが策定に当たっての答申の意見を述べているわけでありまして、3点にわたってですか、57ページの資料のところでございますが、1点目の在宅医療・介護連携の推進について、高齢者が疾病を抱えても住み慣れた場所で云々というところがございますが、市が推進役となってほしいと。具体的には今後3年間でこの部分はどのようなことが考えられるのか、あるいはどのようなこと

をイメージされているのかという点をお尋ねしたいと。

2点目につきましても同様であろうかと思えます。

3点目につきましては、大黒議員のほうからもご指摘がありましたように、職員の体制や必要な人材をきっちり確保して進めていくというようなことが中心課題かなというような思いもするわけですが、この3点の指摘について、どのような方向で具体化を検討されるのか。今の段階ではイメージ段階ということかもしれませんけれども、お尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） まず、議員からのご質問の地域密着型のところがござりますが、ちょっと下田市のほうにひとつ施設がないということもあろうかと思えます。

もう一つ、先ほどの推進協議会のほうから出ましたこの3点については、うちのほうも真摯に取り組んでいかなければならないと思っております。特に1番、この在宅医療・介護連携につきましては、この地域包括ケアシステムの中で、医師会とか当然県も巻き込んだ形の中で、事業所も含めた形の中で、これは喫緊の課題としてうちのほうもやっていかなければならない。当然、市のほうがリーダーシップをとるようになるかと思えますが、その部分について、これはもう分野を超えた形の中で取り組んでいかなければならないと思っております。

そして、もう一つ、認知症施策につきましては、認知症を見守るということで、地域から見守っていかなければならないということがございます。ただ、認知症の方については、かなりデリケートな部分がございます。守秘義務というわけじゃないんですが、やはりこういう狭い土地柄ですから、どのような対応をしていくのがベターなのか。それにつきましても、昨日でしたか、お答えしましたが、見守り隊等もございます、事業所さんの協力を得て。そういう部分で、ちょっと何かおかしいのかな、行動的におかしいのかなと思ったときには、包括支援センターのほうに連絡が行くような形になっております。ですから、そういうネットワークづくりというのは急務だと思っておりますもので、これにつきましては平成30年度までに構築しなさいよということになっておりますけれども、その中で、先ほど伊藤議員の質問にもお答えしましたけれども、時間があるようではありませんから、喫緊の課題として取り上げていく。少しでも早くできるような形ということで取り上げていきたいと思っております。

地域包括支援センターの充実強化ということは、うちのほうも常々これは思っております。これについては、ただマンパワーを充足すればいいのかという問題もあるでしょうし、一件

一件の問題でかなり日数を要する。そして、例えばうちのほうの職員が指導した中でも、やはり介護者の方たちが素直に従っていただけない部分がありまして、そういう部分でかなり日数を要するということの精神的な負担等もございます。ですから、私としては、そういうスタッフ、従事者の健康管理等も考えた中で推進していかなければならないと思っておりますので、そういう部分で、お互いに報告、連絡、相談の中でしっかりしたものを構築して、ネットワークづくりをしっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 思いはわかりましたが、大賀茂地区のほたる便というんでしょうか、その活動を見ましても、そういう活動をより一層前進させていこうと。そういうことなくしては対応できないと、こういうことになろうかと思えます。そうしますと、やはりその活動の中心は地域の公民館だと私は思うわけです。公民館を廃止して区に渡してしまうんだと、こういう方針では、これは大間違いだと。この福祉の面でも、社会教育と福祉は違うよというような考えではなくて、実態の現実の中でお年寄りが増えているわけですから、公民館を使ったり、学校の施設を使ったりして、あるいは集会所を使ったりして、この在宅支援、あるいは介護連携の強化をしていくというのが現実的な課題ではないかと思うわけです。そういう実態をきっちり見据えて、この公民館を廃止する方針があるから、それを追求するんだというようなことではなくて、下田の現状はどうなっているのかと、どこをどう利用したらこれが実現できるのかと、こういう問題設定でぜひとも検討していただきたいと。

それから、そういう意味では、小規模多機能型の介護施設が吉佐美のあそこにできたわけでありましてけれども、業者の皆さんがこの地域密着型の特定施設ができなければ全く対応しないというようなことではなくて、業者ができないのであれば、市が直営でやるとか、いろんな工夫をして、このサービスが抜けている部分をどう穴埋めしていくのか、このことが大きな課題ではないかと私は思うんですけれども、このような思いでおりますが、そのような方向は担当者としてどういう見解なのか、見解があればお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 先ほど議員のほうからありましたほたる便とか、そういう地域支援事業について、今後、市のほうがやっていかなければならないと。それについては、ただ市だけでは当然できませんもので、そういう事業所とか、そういう関係者、関係団体、そしてもう一つ、大きなパワーとなるのが住民の皆様の力でございます。その中で、大賀茂

ほたる便というのは、私も何度かお邪魔したことがございます。そして、そういうスタッフの方が一生懸命やっけていただいております。もう一つ、柿崎にもございます。

そして、もう一つ、これに付随しまして、居場所づくりということで、そういういろんな団体の方たちが、やはりこういう今後の高齢者を支えていくんだという意気込みの中で、一度会議を開いたことがございます。私もそのときに出席させていただきまして、それぞれ皆さんの熱い熱意というのを感じて、ちょっと胸に迫るものがあったんですけども、ですから、市のほうとしても、市だけではなく、そういうまず住民サイド、地域サイドのほうからそういう盛り上がりを持っていくような形でいきたいと。

ただ、何でも手をこまねているわけじゃなくて、やはりこれから少子高齢化に向けた中で、高齢者と子供さんを大切にしない行政に未来はないと思っています。そういう覚悟で私たちもやっていきたいと思っておりますもので。ですから、今度、時間的な制約等があります。そして、今も、それじゃ、頭にどういうプランがあるのかということ、ちょっとまだまだ状況的にはお答えできるところまでいっていないんですけども、そういう形でやっていきたい。

そして、もう一つ、この大賀茂ほたる便とか柿崎の健康教室については、確かに公民館等を利用してやっております。もう一つ、居場所づくりの部分につきましては、例えば自分の地所にある施設を提供していただくとか、そして、そういうスタッフの方のあいた部屋を借りてやっているということで、かなり苦勞されている部分もございます。

もう一つ、ボランティアとはいえ、運営費のことで、やはり共通認識の中で苦しんでいるということも聞いております。その辺で私どもがどういうことができるのかということは、ちょっとここで大きなことは言えませんが、そういうもろもろのことも含めまして、この介護保険事業、これから絶対もう、今後もうこれは行政として絶対切り離せない問題で、最重要課題になると思いますもので、私もこの担当として真摯に受けとめてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） まず、平成27年から3カ年間の保険料でございますが、当局の説明によりますと、第1号被保険者で大体、今回の第6期分については、保険料が月額、基準額で約4,900円になると、こういう説明をいただきました。

そこで、参考までに、こういうことはちょっともう少し資料が欲しいわけですが、聞くと、県下で本年度いろいろ動きがあるのだらうと思いますので、一番安いところはどこで、一番高いところはどこだと、県平均は大体幾らぐらいだと、この辺はちょっと説明をいただきたいなと思います。あるいは周辺がわかれば、それもちょっと参考までにしたいと。

この保険料の基準額というのは、当然、介護サービスのレベルと因果関係があるわけですね。そこで、本年度の予算を見ると、施設サービスが約1割増えているんですね。給付費で1割増えている。8,500万ぐらいが約9,500万ぐらいに、施設サービスだけを見ると、そういうことですが、心配するのは、特に特養施設、この辺の待機者が市民から聞くと相当多いやに感じます。そこで、実情はどうなっているかということと、あわせて、平成27年度において改良される部分、改良というかな、改善というか、待機者が減ると、こういう一つは見通し、いい見通しがあるのかどうなのか、その辺を説明してください。

○議長（土屋 忍君） 質疑の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。10分間休憩します。

午後 1時53分休憩

午後 2時 3分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） それでは、大川議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、特養の待機者は、平成26年度現在なんですけれども、緊急を要する方は41名ございます。待機者自体でいきますと、大体150名程度いらっしゃいます。

そして、もう既にご存じと思うんですけれども、杉並区が南伊豆町のほうにそういう養護施設を建てるということで、下田市では20名ほどをそちらのほうに、平成29年の後半になるかと思いますが、そちらのほうに入所させていただく計画であります。

もう一つ、保険料のことにつきまして、申しわけございませんが、市名の公表はできないんですが、この東部地区に限りますけれども、東部地区、その中でも伊豆地域に限らせていただきますけれども、一番高いところで5,400円、そして一番低いところで4,400円で、平均いたしますと4,891円で、下田市が設定している4,900円ぐらいということになっております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第21号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第22号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第22号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） それでは、議第22号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の38ページをお開きください。

下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものでございます。

これ要約いたしますと、地域包括支援センターが行う介護予防プラン作成に関する基準についてでございます。地域包括支援センターが行う事業といたしましては、介護予防プラン作成と、次にご審議いただく包括的支援事業を主なものとして行っております。

条例改正関係等説明資料59ページをお開きください。

条例制定の背景でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によって、介護保険法が一部改正され、これにより、今までは厚生労働省令により全国一律に定められておりました、いわゆる第3次の一括

法の施行に伴ったものでございます。そういうことで、国からの権限委譲により、平成27年4月までに市町村が条例で定めることになったものでございます。

基準の分類でございますが、下田市が基準を条例で定めるに当たりましては、国で定めた基準を2つに分類し、条例制定に一定の規制がかけられ、従うべき基準、参酌すべき基準がございます。

関係等説明資料60ページをお開きください。

その条例案骨子でございますが、下田市の実情に国の基準と異なる内容を定める特殊事情がないと判断し、基本的には国の基準を準用してございます。ただし、指定介護予防支援事業所の指定申請者につきましては、下田市暴力団排除条例が平成24年4月1日から施行されたことを受け、暴力団を排除する旨を条例第3条に規定してございます。

また、サービス提供に関する記録の保存期限につきましては、事業者が不適正な介護給付の支給を受けた場合、市への返還の請求権は、地方自治法の規定により期限が5年と定められているため、国の基準である2年間の保存では、返還請求時に検証すべき記録が存在しないおそれがあることから、保存期限につきましては2年間から5年間に延長することといたしました。

60ページから68ページにつきましては、それぞれ基準に関する骨子を記載してございますもので、ご確認をお願いしたいと思います。

議案件名簿の40ページをお開きください。

先ほど申し上げました暴力団を排除する旨の第3条でございますが、指定介護予防支援事業の指定申請者。第3条、法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人（下田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。）とするものでございます。

議案件名簿46ページをお開きください。

記録の整備として30条でうたっております。記録の整備でございます。第30条、指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。2項といたしまして、指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないということでございます。第1号から第5号まで、このような形で規定させていただいております。

議案件名簿51ページをお開きください。

附則でございますが、施行期日につきましては、第1項で、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項でございますが、下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

お手数でございますが、条例改正関係等の説明資料69ページ、70ページをお開き願いたいと思います。

ここでは、下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定をされることにより、一部改正する必要が生じました。その内容についてご説明申し上げます。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第9号」を「下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第32条第9号」に改める。

第67条第2項中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条各号」に改めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第22号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第22号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第23号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第23号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） それでは、下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の52ページをお開きください。

下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準について定めるためのものでございます。

条例改正関係等説明資料71ページをお開き願いたいと思います。

条例の背景でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる先ほど申し上げました第3次一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これにより、厚生労働省令等により全国一律で定められていました「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」について、権限の移譲により、平成27年4月までに市町村が条例で定めることになったものでございます。

基準の分類でございますが、下田市が基準を条例で定めるに当たりましては、先ほどと同じように、国で定めた基準を2つに分類し、条例制定に一定の規制がかけられ、従うべき基準、参酌すべき基準がございます。

その条例案骨子及び概要でございますが、市町村では、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域支援事業を実施しております。

先ほどの議第22号でも説明いたしましたが、地域包括支援センターは、この地域支援事業の一つである包括的支援事業と介護予防支援事業等を実施することを目的として設置された機関でございますが、職員は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、俗に言う主任ケアマネージャーでございます、そういう方たちで構成されております。下田市においては、直営で1カ所設置しております。

地域包括支援センターで実施する主な内容でございますが、説明資料の72ページをご覧

ただきたいと思います。

包括的支援事業として、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防支援事業、任意事業等がございます。

基準条例案の骨子でございますが、下田市の実情に国が定めた基準省令と異なる内容を定める特殊な事情や特性はないことから、下田市の基準は国の基準と同様といたします。

議案件名簿の53ページをお開き願いたいと思います。

下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例でございます。

1条は趣旨でございますが、地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定めるものでございます。

2条の基本方針は、職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助を利用するように導き、また、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないということでございます。

2項では、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切かつ中立な運営を確保しなければならないとされております。

第3条におきましては、職員に係る基準及び当該職員の人数をうたっております。下田市のほうでは、この部分についてはクリアしてございます。

議案件名簿54ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第23号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） これの3条で、包括支援センターにおける常勤の職員の人数も随分大ざっぱな、何か3,000人以上6,000人未満という随分大ざっぱな規定なんだけれども、先ほど

の資料でいえば、下田市の場合は1号被保険者が27年度で8,941人かな。それだと、この(1)(2)(3)が1人ずついればいいよということになるんだと思うけれども、その理解でいいのかということと、下田市の場合、この2の生活圏域の区域ごとにということで、広い地域だと分けて、人員を多目にここの資格者という、それが必要だという話なんだと思うんだけど、下田市の場合、地域包括支援センターで勤務している職員は全体として何人いて、それぞれの資格者は何人いるのかお尋ねします。

○議長(土屋 忍君) 市民保健課長。

○市民保健課長(鈴木邦明君) 第3条の関係ですけれども、うちのほうが大ざっぱに3,000人以上6,000人未満ということで、この規定しかございませんでした。それで、うちのほうは、その部分についてはクリアをしているということでございます。

もう一つ、地域包括支援センターの人員でございますが、正職員が4名、臨時職員が2名、係長が介護保険係を兼務してございます。ですから、今の人数には入れてございません。それで、うち有資格者では、保健師が2名、社会福祉士1名。ケアマネージャーにつきましては、主任ケアマネージャーが1名と、臨時職員1名がケアマネージャーであります。臨時職員1名です。もう一人、臨時職員で、そういう事務の補助をしてもらう臨時職員を1名雇用してございます。

以上でございます。合計6名になろうかと思えます。

○議長(土屋 忍君) 伊藤英雄君。

○3番(伊藤英雄君) わかりました。

それで、実務としてやっていて、この人数で。こちらの結構、要介護者の人もかなり、4、5の人でも282名ですかね。これに支援を入れれば、総数か、総数で27年度で1,444人いますよということですよ。読み方としてはそれでいいんですかね。

この介護サービス見込みの推計のところの2、要介護支援認定者数だと1,444人、要支援から要介護5までで、下田市ではいるよと。この1,444人を現在、支援センター6人で担当しているという話なんだろうと思うんだけど、現状、この6人という人数は十分足りているのか、やや不足しているのか。実務運営上はどういう印象を持っているのか、どういう実態にあるんですかね。

○議長(土屋 忍君) 市民保健課長。

○市民保健課長(鈴木邦明君) 今、平成27年度で1,444名ということでございます。その中で包括支援センターが一応直接かかわるのが、要支援者のケアプランの作成等になります。

要支援者の関係になります。

もう一つ、一番大きなものは、やはり介護保険、包括支援センターの業務として、1次予防、2次予防、そして高齢者のそういう、認知症の方を含めた形の高齢者の問題を取り扱っております。件数にしては、ここで具体的な数字はちょっとはっきり申し上げられませんが、件数的にはたしか25年度の実績で延べ300人ぐらいの相談件数があったかと思います。

人数的にいけますと、そんなものなのかというような印象を受けるかもしれませんが、1件について費やす時間が一朝一夕ではいかず、下手すれば1カ月、2カ月、それ以上関与していく。そういう部分の中で、そうすると職員、民生委員さんとか地域の方々から、どここの高齢者の方がちょっと身体的に不安があるよとか、当然それは介護認定者でなくて、普通の高齢者の方たちに対しても、そういう相談がありますと、連絡がありますと、もうすぐそちらのほう、現場のほうに出向きます。そして、対応をとっていただくということで。ですから、先ほど申し上げましたが、肉体的疲労と、また精神的な疲労。

そして、こういう指導をしても、従ってくれる高齢者の方もおりますが、大概是拒絶する高齢者の方が多いということで。そうすると、人数的なもの等を申し上げまして、ちょっと担当課長としましては、この6名で運営していくのはかなりきついのかなという、正直な気持ち、そういうところは思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） よくわかりました。市長、のような実態だそうですので、今後の人員計画においてご配慮願えればという要望で終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） 前段の保育の関係も含めて、この介護の問題も大変、個人の認定する、しないにかかわらず、受け皿を広げるという方法論を持っています、内々的にはね。結局、居宅介護も含めてですが、そういうときにやっぱり患者さん、サービスを利用する方が、認定だろうが、非認定であろうが、便利なところへ、近くへというような流れがあって、そこでいろんな疑問が出てきたり、問題が出てくる可能性が高く、大変危惧するところですが、その辺の目配り、心配りもしっかりと。多分センターが中心になってやっていかなきゃあかんのかなという思いがしますが、その辺の検討等も含めてどのような方向性を考えていらっしゃるかお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 例えば要支援者、要介護者、そういう認定者の関係につきましては、特に要支援者のことで、包括支援センターの関係でいきますと、要支援者の方たちのケアプランなどを作成する部分というのが大きな仕事の一つになっております。そして、地域支援事業ということでかなり移行する部分等がございますから、それについてはもちろん包括支援センターが主体となろうかと思いますが、そういう事業所さんとかそういう地域の方たちとそういう連携をとらなきゃならない。

先ほども申し上げましたが、地域包括ケアシステムの中、またネットワークづくりとか、そういうものも中心的な役割になろうかと思っております。そういう部分で、支援の必要な人には適切な支援を、そしてまた、逆に言うと、元気な方については、そういう要支援者の方たちを見守っていただくというような体系を構築することが必要だと思っております。

なかなか、私が今言ったのは理想論に近いかもしれませんが、それに近づけるような努力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） この介護保険の施設、特養なんかの問題のときに、私は基本的にはグループホーム、国の予算が要らない、そういうグループホームで、できるだけ市民が参加しながら、そこでまた雇用が生まれたりなんかして、生活ができるような形というのを考えたほうでございますが、その枝分かれで、近年、そういうボランティアでやってはいるが、1日500円なので、サービスを含めて、また3,000円、2,000円、1,000円でそのままちょっと1泊して帰っていただくような、そういう無認可の施設もございます。その辺に対する、ちょっとブラックな部分がございますもので、ぜいたくな部分もございます。その辺のことも今後起こり得る可能性として、まだまだ下田市はそうありませんが、危惧いたしております。そのときに目配り、心配りをしっかりやってくださいという質問でございますから、その辺を検討されて。

私はこれ、絶対、人は足りないと思っております、そこまでいくと。それでやっつけ仕事の法律で決まったことをやるじゃ、介護の何たるかということが全然前へ進まない。それで地域を巻き込んだよりよい介護、そのためには理念と理想とボランティアの精神をどうやって気持ちよく引き出していくかという、これは極めて行政に大きな役割が来ていると思っております。その辺を踏まえてご努力をお願いしたい、かように思って要望で終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第23号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第24号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第24号 下田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 議第24号でございます。よろしくお願ひいたします。

議第24号 下田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてでございます。

議案件名簿の55ページをお願いいたします。

下田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を次ページ、56ページのとおり制定するものでございます。

提案理由につきましては、急傾斜地崩壊対策事業に充てる分担金を徴収するためでございます。

条例の内容につきましては、条例改正等説明資料にて説明しますので、74ページのほうをお願いいたします。

7条から成る条例でございます。第1条につきましては、目的でございます。本条例の目的の根拠といたしましては、地方自治法第224条に基づくものでございます。

第2条につきましては、分担金の徴収者について定めるものでございまして、対象者につきましては、著しく利益を受ける土地、家屋の所有者、管理者、占有者等となります。

第3条につきましては、分担金の額を定めるものでございまして、分担金の額につきましては、市の負担する額の2分の1に相当する額とするものでございます。

第4条につきましては、徴収方法を定めるものでございます。分担金の徴収は、毎年度、事業完了後、納入通知書にて徴収するものでございます。

次ページをお願いいたします。

第5条につきましては、分担金の徴収の猶予及び減免について定めるものでございまして、これは受益者に天災その他特別の理由があるとき、認めることとなります。

第6条につきましては、条例の施行に関し必要な事項を規則に定めるものとするものでございます。

7条につきましては、過料についてでございますが、詐欺等の不正行為により徴収を免れた者に対し、過料を定めたものでございます。

議案件名簿の56ページをお願いいたします。

附則につきましては、平成27年4月1日から施行するものとし、施行日以後に急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所とするものでございます。

以上で下田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 議案審議の途中ですが、ここで2時45分まで休憩いたします。

午後 2時35分休憩

午後 2時45分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議案審議の途中ではございますが、ここで皆様に黙禱をお願いしたいと存じます。

東北地方太平洋沖地震が2011年3月11日14時46分に発生し、甚大な被害となりました。この東日本大震災から4年が経過いたしました。この震災によりお亡くなりになりました多くの皆様のご冥福をお祈りするため、黙禱をささげたいと思います。

恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

黙禱始め。

[黙 禱]

○議長（土屋 忍君） 黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

高橋富代君。

○10番（高橋富代君） 下田市では、この急傾斜地対策事業を今までずっと寄附金で受けておりました。なぜ寄附金で受けるのかという説明を私は今までこのように聞いていたんですね。急傾斜地対策事業は、本来は人の生命を守るという目的がある。地主と家の持ち主が違ふとき、地主がノーを出すと、できなくなったり、その場所によって負担の割合や考え方に違いがある。条例を定めるのが本来正しいと思われるが、条例を定めることによって本来の

目的を達成できなくなる可能性が高い。やむを得ず寄附金という目的で使いやすい事業にしているという説明を今まで受けてまいりました。

今回、このように条例を制定するわけですがけれども、その整合性といいますか、考え方が変わったのかどうなのか、そのあたりのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 受益の範囲の特定についてでございますでしょうか。受益の範囲の考え方についてのご質問で答弁させていただいてよろしいでしょうか。

〔「議長、もう一度発言していいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） はい、どうぞ。

○10番（高橋富代君） 受益の範囲ということではなくて、今まで私が受けていた説明は、もう一度繰り返しになるんですけれども、急傾斜地対策事業はずっと寄附金で受けていました。なぜ寄附金で受けてきたかという、地主と家の持ち主が違うときに、地主がノーを出すと、その対策事業ができなくなったりするので、条例を定めてしまうことが本来正しいと思われるけれども、その定めることによって、人の命を守るというその目的を達成できなくなってしまう可能性が高いので、やむを得ず寄附金という名目で受けていますということとずっと説明をされてきたんですが、ここへ来てその趣旨が変わったのかどうなのか、そのあたりのことを説明していただけませんか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 失礼しました。

急傾斜地崩壊対策事業というのは、目的も変わりませんし、考え方も変わっておりません。急傾斜地崩壊対策事業を施行するに当たりましては、地元の方々から必要な数の方々要望していただきまして、地元である程度取りまとめをいただいております。それをもちまして、私たちのほうでは地形測量等に入りまして、検討させていただいているところでございます。そのような要望の中で地元説明会をし、地権者の方々、受益を受けるの方々にご説明をさせていただいております。今回、今年度想定されておりました下田小学校のあたりについても同じような手続をとっております。ですから、その点につきましては、これまでと同じような考えで行っておりますが、状況としても変わるものではございません。

ただ、手続上の問題といたしまして、寄附という形をとっておりますことが、明確な負担というわけではございませんので、負担についての明確なものではございませんので、今回、このような条例を制定したところでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 高橋富代君。

○10番（高橋富代君） よくわからないもので、私にわかるように説明してほしいんですけども、もともと最初から自治法上定められているわけですよね。分担金、負担金は条例で定めなさいよということ。そういう決まりがあって、じゃ、何でやらないんですかと言ったときに、寄附金でやる理由はこうだったよということで私は説明を受けているわけです。だから、過去の説明は何だったのかという疑問があるわけですよ。何だったんでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 過去の説明についてでございますが、長い時間がありまして、この事業に関しましては。私がそここのところに関しまして明確なお答えはできませんので、申しわけありません。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 2点ほど。

第2条、分担金は、事業の施行により、著しく利益を受けるということで、著しくというふうな文言になっておるんですけども、その著しいということがよくわからないんですけども、著しいのか著しくないのかというその線引きの基準みたいなものを持っておられるのかどうか。つまり、公平性の判断は建設課長の胸三寸にあるのかと。著しいとはどういうことを意味するのかという、これが1点ですね。

そして、もう一つは、第5条で、天災その他特別の事情があると認めるときは、猶予、減額、免除があるよという。特別の事情というのは、何か想定しているような事情があるのか、ないのか。あるとすれば、どういう事情か。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 著しくというところでございますが、これは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律がございまして、その中で県営工事に要する費用の補助という項目がございまして、その23条の中に受益者負担の項目がございまして、その表現の中に著しく利益を受ける者というものがございまして、それに基づきまして、条例も同様にしているところであります。

判断につきましては、先ほど申しましたように、急傾斜地事業の施行までの手続がございまして、その中で、地元の方々と話し合った上、負担の区分というのは設けることになってお

りますので、私の判断ではございません。

以上でございます。

〔「特別の事情」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（長友勝範君） 特別の事情につきましては、具体的な話としてはあれなんです、負担金を払えない状況に陥ること、多々あるとは思いますが、天災だけに限らず、負担金が払えなくなった場合の対応の措置ということになります。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 著しくか著しくないのは、前段で地元で話し合っ、この人たちが特別の利益を受けるよと、あるいは受けないよと。建設課のほうで決めるんじゃない、地元で決めるよと、地元の話し合いで、この人は受けないよと、そういうことがあったら、それはもう払わなくていいよと。つまり、地元の話し合いで負担者が決まると、こういう理解をして、今の説明だとそういう理解になると思うんだけど、それでいいのかな。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 急傾斜地事業というのは、そもそも最終的なものでございまして、この崩壊対策事業における工事というものは。まずは移転できないかとか、移転適地があるかどうかの判断。この対応する工事について地元でできるかどうか、そういったものをもろもろ考えた後に、地元でもできない、移転候補地もないとなったとき、これが国の補助を受けて県が工事を行うということでございます。

その過程の中で、要するに要望される方々というのは当然利益を受けるわけでございまして、その要望に基づきまして私たちのほうで測量した結果、またこの範囲において想定される方々がこれくらいいますという説明会をしていただきまして、納得された中で工事を施工しているということで、その方々が受益者ということになります。よろしいですか。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 最後になっちゃうので、これで私がよく理解できるように答弁していただければ結構なんだけれども、要望が出てきて、やりますよと。それで、要望しないよと、ご近所。僕は要望しないよと。やるなら、あんた方、勝手にやってくださいよというケースもあるんじゃないかと思うんだけど。つまり、客観的な物差しがなく、要望があったら、要望した人たちに負担してもらってやるということであれば、要するに要望しませんと

いう方がいた場合は当然受益者にはならないと、こういう解釈になると思うんですが、それでよろしいかどうか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 事業採択の客観的判断はございます。角度が30度以上とか、10メートル以上ののりというのはございます。

今、議員がおっしゃられましたように、私は負担ができませんということになれば、そのところは事業が執行できません。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 受益者にならないと同時に、その箇所について施行はできませんので。

〔発言する者あり〕

○建設課長（長友勝範君） 事業の採択区分がありまして、現実的にそういうケースはございまして、区域の中でできない部分というのはございます。

〔発言する者あり〕

○議長（土屋 忍君） 答弁はよろしいですか、それで。

〔発言する者あり〕

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） あれですか、事業箇所を設定した後に負担をしないというお話ですか。

〔発言する者あり〕

○建設課長（長友勝範君） 受益者の負担の対象者にはならないかということですね。そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

岸山久志君。

○6番（岸山久志君） 今に関連して、ついでに、下田小学校の急傾斜地が受益者負担の理解が得られずに45メートルになってしまって、市が単独でやるような形になったということでしたので、その例を含めて説明をお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 正確に申しますと、寄附金でございますので、これまでの取り扱い。事業説明した中で、これまで急傾斜地の事業を執行するに当たりましては、寄附金をいただいて行ってきたわけでございます。その説明の中で、従前と同じような寄附をいただけますかということの中で、了承がなかったということでございます。

ですから、要するに賛同していただける必要戸数、採択基準がございまして、5戸ないしは、公共だと10戸というあれがありますので、それに補助をいただく県営の事業ができなかったということでございます。ですから、ほかの手段を考えるか、全くしないかという検討になってまいります。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 関連するんですが、理源寺山の急傾斜に対しては、これは平成27年4月1日から施行し、施行日以後に急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所に対する事業について適用するというので、この場合、理源寺山の場合は対象になるのか、ならないのか、ちょっと1点お願いします。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） ここに書かれているとおり、危険箇所の指定が、この基準にのっとれば指定になります。ですから、現在指定されておられませんので、指定された時点がこの施行日に合致すれば、なることになります。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 現在、理源寺山は危険地域に指定されていないということですが、調査そのものは危険であるという認識のもとに調査をしたんだと思いますが、では調査した結果、危険であるのか、ないのかの指定というのは誰がするものなのか。受益者のほうの要望がまとまれば、危険地域として指定されるということになるのかどうなのか。

また、危険だとみなされても、受益者がまとまらなければ、いつまでたってもそこは危険地域と指定はされないのか。ここら辺のところについて、もう一度お聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） これは土砂法の指定と違いまして、土砂法による崖地の、今、レッドゾーンとかイエローゾーンとか指定されていますけれども、あの指定とは違いまして、この事業のための指定でございまして、事業をするための指定でございまして、ですから、事業の執行が可能になった段階で指定され、その後、工事等を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） もう一度お聞きしますけれども、そうすると、理源寺山の場合はまだ指定されていないから、現在は受益者のほうがまとまらずに工事もできないんですが、その原因というのが、やはり受益者負担金が大分負担が大きいと、1軒当たりの負担が大きいというふうなこともその理由になっていると思うんですが、もしこの条例によって負担金が半額になるということで、じゃ、もう1回みんなまとまってやりましょうかというときには、この工事は指定されて、工事が始まるというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） そのとおりだと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 本条例は、今、下田市において、あるいはこの地域もそうですが、防災、減災の事業というのは重要な課題であります。それをスムーズに執行する一つのこの条例の制定は有益に寄与すると、こう思います。

急傾斜事業は県事業であります。国が45%、県が45%で90%持って、そして県条例で下田市が10%負担せよと。それを下田市においては、平成19年から以前は5%だったのが、それが10%に上げてという現状にあるわけです。

それで、今回、負担金を明確にしようということで、市の負担分の2分の1を受益者に負担させよというのは、この防災対策事業を推進する上では有効な条例だと私は思っております。

そこで、1つだけ確認したいと思うんですが、附則ですが、これは確認ですが、この条例は、平成27年4月1日から施行すると。次ですが、施行日以後に急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所に対する事業と、こういう表現になっておりますが、確認いたします。本年度の予算で3カ所、急傾斜の事業をやるということになっております。そこで、吉佐美の多々戸、

河内の松尾は継続事業でやるということですね、いわば。そして、新規に西本郷一丁目の急傾斜の事業が出ています。この意味というのは、西本郷の場合はこの条例が適用できるという判断をしていいのかどうか。

つまりは、言わんとしていることは、急傾斜地域指定は、これは相当広い意味でやっているわけですよ。これ読み方によっちゃ、ちょっとうーんというところがあるんですが、要は急傾斜事業をやる場合に、今までやったところは今までの方法だと、それで新規にやるやつはこの負担金条例が適用しますよと、こういう解釈してよろしゅうございますか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） そのとおりでございまして、地域の公平性を確保することを念頭に置いたものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第24号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（土屋 忍君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 3時11分散会